

香美市契約事務電子化事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 目的

本募集要領は、香美市契約事務電子化事業委託業務に係る企画提案要領（以下「企画提案要領」という。）に定める香美市契約事務電子化事業委託業務（以下「本業務」という。）の契約候補者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により決定するための手続きについて、必要な事項を定める。

2 配布資料

(1) 配布資料

本プロポーザルにかかる配布資料（以下「配布資料」という。）は、次のとおり。

- ア 香美市契約事務電子化事業委託業務公募型プロポーザル募集要領
- イ 香美市契約事務電子化事業委託業務に係る企画提案要領
- ウ 香美市契約事務電子化事業委託業務に係る企画提案の審査要領
- エ 様式1～18

(2) 配布方法

香美市ホームページ (<https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/8/>) からダウンロードすること。

3 参加申込にかかる手続

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

- ア 本市の「令和6・7年度 物品等業務入札参加資格者名簿」に登録がある者であること。ただし、登録がない者は下記（2）に定める書類を全て提出すること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 香美市入札参加資格停止等措置要綱（平成18年香美市告示第238号）に基づく入札参加資格停止措置の対象となっていないこと。なお、香美市入札参加資格者名簿に登載されていない者については、高知県物品購入等関係指名停止要領に基づく指名停止措置の対象となっていないこと。
- エ 次の(ア)から(オ)のいずれにも該当していないこと。
 - (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者
 - (イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - (エ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされ

ている者

(ウ) 銀行取引停止処分がなされている者

オ 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第4条各号のいずれにも該当していないこと。

カ 登記簿に記載されている本社（委任先がある場合は委任先も含む。）所在地の国税、都道府県税及び市区町村税について滞納がないこと。

キ 国又は地方公共団体に対して、同種業務実績（＊）を有すること。

＊ 「同種業務実績」とは、香美市契約事務電子化事業委託業務に係る企画提案要領3の（1）のア（入札参加資格の審査にかかる事務）又はイ（発注にかかる事務）の電子化のために、システムの構築にかかる業務を実施した実績をいう。

（2） 提出書類

次の様式を用いて作成した書類（様式に記載する添付書類を含む。以下「参加申込書等」という。）を提出すること。

《参加申込書等》

様式名	様式	用紙サイズ	提出部数
参加申込書	様式1	A4	各1部
業務実績確認書	様式2		
参加資格審査申請書（＊）	様式15		
参加資格審査申請にかかる提出書類チェックリスト（＊）	様式16		

＊ 本市の「令和6・7年度 物品等業務入札参加資格者名簿」に登録がある者については、様式15及び様式16の提出を不要とする。

（3） 参加申込書等の作成上の注意事項

ア 様式に基づき作成すること。

イ 作成するに当たり用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

ウ 記載内容は、読みやすいように配慮すること。

エ 片面印刷で作成すること。

オ ホチキス留めせず、左上をクリップ等により束ねて提出すること。なお、背表紙、ファイル等は使用しないこと。

（4） 参加申込書等の提出及び受付

ア 提出方法

持参、郵送または宅配便により提出すること。

※ 郵便または宅配便による場合は、提出先に提出書類が配達された記録が残る方法により提出すること。

イ 提出場所

提出先については、下記のとおりとする。

〒782-8501

高知県香美市土佐山田町宝町1-2-1

香美市役所 管財課契約班

(電話番号) 0887-53-3113

ウ 受付期限等

- (ア) 受付期限は、令和7年5月16日（金）午後5時までとする。
- (イ) 持参の場合の受付時間は、本市の開庁日であって、受付期間中の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。
- (ウ) 郵送の場合は、令和7年5月16日（金）の消印を有効とする。
- (エ) 参加申込書等を受け付けたときは、その証として受付印を押印した参加申込書のコピーを電子メールで送付する（持参の場合は手渡し）ものとする。

(5) 参加申込書等に関する質問及び回答

ア 質問の方法

- (ア) 参加申込書等に関する質問がある場合は、質問書（様式3）を作成して質問すること。
- (イ) 参加申込書等に関する質問以外は一切受け付けないものとする。
- (ウ) 質問書は電子メールで送付し、送付後は電話にて受信確認を行うこと。送付先及び送付後の確認先は下記のとおりとする。
 - （担当部署）香美市役所 管財課契約班
 - （電子メール） keiyaku@city.kami.lg.jp
 - （電話番号） 0887-53-3113
- (エ) 上記(ア)から(ウ)までの方法以外の質問は一切受け付けないものとする。

イ 質問書の受付期限

受付期限は、令和7年5月14日（水）午後4時（メール着信時刻）までとする。

ウ 質問に対する回答の方法

参加申込書等に関する質問があった場合には、回答ができ次第、市公式ホームページにおいて順次公表するものとする。

エ 質問に対する回答期限

質問に対する回答期限は、令和7年5月15日（木）までとする。

4 企画提案にかかる手続

(1) 企画提案要件

企画提案をしようとする者（以下「企画提案者」という。）は、香美市契約事務電子化事業委託業務に係る企画提案の審査要領（以下「審査要領」という。）に定める参加資格確認審査を実施した結果、参加資格を有することが認められた者であること。

(2) 提出書類

次の様式を用いて作成した書類（様式に記載する添付書類を含む。以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

《企画提案書等》

提出書類	様式	用紙サイズ	提出部数
会社概要書	様式 9	A 4	各 1 部（＊ 1）
業務実施体制	様式 1 0		
業務責任者の経歴等	様式 1 1		
業務工程表	任意様式		
企画提案書等の提出について（鑑文書）	様式 1 2	A 4	正本 1 部 副本 6 部（＊ 2）
企画提案書	様式 1 3		
提案価格見積書	様式 1 4	A 4	各 1 部（＊ 1）
機能要件一覧表	様式 1 7		

＊ 1 別途、PDF 形式の電子データを提出すること。

＊ 2 副本は、会社名を特定できないよう提出すること。

（３） 企画提案書等の作成上の注意事項

ア 様式に基づき作成すること。

イ 作成数は、必ず 1 提案分とし、複数の企画提案は認められないこと。

ウ 作成するに当たり用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

エ 記載内容は、読みやすいように配慮すること。

オ ホチキス留めせず、左上をクリップ等により束ねて提出すること。なお、背表紙、ファイル等は使用しないこと。

（４） 企画提案書等の提出及び受付

ア 提出方法

持参、郵送または宅配便により提出すること。

※ 郵便または宅配便による場合は、提出先に提出書類が配達された記録が残る方法により提出すること。

イ 提出場所

提出先については、下記のとおりとする。

〒 7 8 2 - 8 5 0 1

高知県香美市土佐山田町宝町 1 - 2 - 1

香美市役所 管財課契約班

（電話番号） 0 8 8 7 - 5 3 - 3 1 1 3

ウ 企画提案書等の受付期限等

（ア） 受付期限は、令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時までとする。

（イ） 持参の場合の受付時間は、本市の開庁日であって、受付期間中の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）とする。

（ウ） 郵送の場合は、令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時必着とする。

（エ） 企画提案書等を受け付けたときは、その証として受付印を押印した「企画提案書等の提出について」（鑑文書）のコピーを電子メールで送付する（持参の場合は手渡す）ものとする。

（５） 企画提案書等に関する質問及び回答

ア 質問の方法

- (ア) 企画提案書等に関する質問がある場合は、質問書（様式6）を作成して質問すること。
- (イ) 企画提案書等に関する質問以外は一切受け付けないこと。
- (ウ) 質問書は電子メールで送付し、送付後は電話にて受信確認を行うこと。送付先及び送付後の確認先は下記のとおりとする。
 - （担当部署）香美市役所 管財課契約班
 - （電子メール） keiyaku@city.kami.lg.jp
 - （電話番号）0887-53-3113
- (エ) 上記(ア)及び(ウ)までの方法以外の質問は一切受け付けないものとする。

イ 質問書の受付期限

受付期限は、令和7年5月28日（水）午後4時までとする。

ウ 質問に対する回答の方法

企画提案書等に関する質問があった場合には、回答ができ次第、市公式ホームページにおいて順次公表するものとする。

エ 質問に対する回答期限

質問に対する回答期限は、令和7年6月2日（月）までとする。

(6) 辞退

企画提案審査を辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出すること。この場合において、辞退届の提出及び受付については、上記（4）と同様とする。

※ 辞退した場合でも、これを理由にその他の事業の契約で不利益な扱いを受けることはありません。

(7) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

ア 企画提案書等に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合

イ 配布資料に記載された事項を遵守しない場合

ウ 本業務に携わる委員、市職員に対して審査の公平性・公正性を害する接触が確認できた場合

エ 企画提案審査の審査結果の通知までの間に、他の提案者の妨げとなる行為等の不正を行った場合

オ 契約締結日までに、本市または高知県から指名停止の措置を受けた場合

カ その他、審査会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

5 審査

(1) 審査について

3の手続による参加申込及び4の手続による企画提案にかかる審査は、審査要領に定めるところにより行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングについて

ア オンラインで出席することができるものとする。

イ 企画提案書は、プロジェクターを用いてスクリーンに投影するものとする。なお、プロジェクター、スクリーン及び接続ケーブル（以下「プロジェクター等」という。）は、本市が設置するものとする。

《プロジェクターの仕様》

	内容
メーカー	E P S O N
型番	E B - 1 9 6 5
接続端子	H D M I 端子

ウ 企画提案書の記載内容を補足するため、実際にデモ機を操作し、または予め録画したデモ機の操作動画をスクリーンに投影して差し支えない。

エ プロジェクターに接続するノートパソコン（デモ機を含む。）は、企画提案者が準備すること。

オ プレゼンテーションでの説明時間は30分以内とし、この時間内に企画提案要領に定める全ての提案課題の説明を終えること。

※ 提案課題ごとの時間制限は設けていない。

6 契約

- (1) 市は、審査会が選定した最優秀者を契約候補者として決定する。
- (2) 契約候補者は、本業務の契約締結に向けて本市と協議を行う。
- (3) 次のいずれかに該当する場合には、次点者を繰上げ、契約候補者として決定する。
 - ア 契約候補者との本業務の契約締結に向けた協議の結果、合意に至らなかった場合
 - イ 契約候補者が4の(7)の欠格事項に当たると判明した場合
- (4) 本業務にかかる仕様書は、企画提案要領並びに契約候補者の企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を考慮し、本市が契約候補者と協議のうえ作成する。

7 提出書類の取扱いについて

本市に対して、3の手續及び4の手續により提出した書類は、次のとおり取扱う。

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 本プロポーザルにかかる審査以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、香美市情報公開条例（平成18年香美市条例第13号）及び香美市情報公開条例施行規則（平成18年香美市規則第9号）に基づき対応する。
- (3) 提出した企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 本市が指示した場合を除き、提出期限以降の差替え及び再提出は認められないこと。
- (5) 著作権は、本プロポーザルに参加した者に帰属すること。ただし、審査に必要な範囲において、本市が無償で複製することができるものとする。

8 その他

本プロポーザルの参加に要した費用は、全て参加した者の負担とする。

9 想定スケジュール

本プロポーザルによる契約締結までの想定スケジュールは、次のとおり。

内容		時期
募集要領の公告		令和7年 5月 2日（金）
参加資格 確認審査 関係確認	参加申込書等及びこれに関する質問書の受付開始	令和7年 5月 8日（木）
	参加申込書等に関する質問書の受付期限	令和7年 5月14日（水） 午後 4時まで
	参加申込書等に関する質問書への回答期限	令和7年 5月15日（木）
	参加申込書等の受付期限	令和7年 5月16日（金） 午後 5時まで
	参加資格確認審査の審査結果の通知	令和7年 5月20日（火）
企画提案 審査関係	企画提案書等及びこれに関する質問書の受付開始	令和7年 5月21日（水）
	企画提案書等に関する質問書の受付期限	令和7年 5月28日（水） 午後 4時まで
	企画提案書等に関する質問書への回答期限	令和7年 6月 2日（月）
	企画提案書等の受付期限	令和7年 6月 6日（金） 午後 5時まで
	企画提案審査の実施（事務局による審査）	令和7年 6月 9日（月） まで
	企画提案審査の実施（審査会による審査）	令和7年 6月10日（火）
	企画提案審査の審査結果の通知及び公表	令和7年 6月下旬頃
委託契約締結		令和7年 6月下旬頃

10 問い合わせ先・提出先

〒782-8501

高知県香美市土佐山田町宝町1-2-1

（担当部署）香美市役所 管財課契約班

（電話番号）0887-53-3113

（電子メール）keiyaku@city.kami.lg.jp